

第2編 災害予防計画

目 次

| | |
|------------------------------|--------|
| 第1章 地震・津波災害予防計画..... | 1-1-1 |
| 第1節 災害予防計画..... | 1-1-1 |
| 第1款 地震災害予防計画の基本方針等..... | 1-1-1 |
| 第1 災害予防計画の基本的な考え方..... | 1-1-1 |
| 第2款 災害予防計画の推進..... | 1-1-2 |
| 第1 緊急防災事業の適用..... | 1-1-2 |
| 第2 防災研究の推進に関する計画..... | 1-1-3 |
| 第2節 地震・津波に強いまちづくりのための計画..... | 1-2-1 |
| 第1款 地震・津波被害の未然防止計画..... | 1-2-1 |
| 第1 地盤災害防止計画..... | 1-2-1 |
| 第2 地滑り防止事業..... | 1-2-2 |
| 第3 急傾斜地崩壊対策事業..... | 1-2-2 |
| 第4 土砂災害防止対策事業..... | 1-2-2 |
| 第5 河川災害防止事業..... | 1-2-2 |
| 第6 道路施設整備事業..... | 1-2-3 |
| 第7 農地防災事業の促進..... | 1-2-3 |
| 第8 上・下水道施設災害予防計画..... | 1-2-3 |
| 第9 都市ガス施設災害予防計画..... | 1-2-4 |
| 第10 高圧ガス災害予防対策..... | 1-2-4 |
| 第11 電力施設災害予防対策..... | 1-2-5 |
| 第12 通信施設災害予防計画..... | 1-2-5 |
| 第13 放送施設災害予防計画..... | 1-2-7 |
| 第14 通信設備の優先利用等..... | 1-2-7 |
| 第2款 都市基盤の整備..... | 1-2-8 |
| 第1 防災対策に係る土地利用の推進..... | 1-2-8 |
| 第2 都市基盤施設の防災対策に係る整備..... | 1-2-9 |
| 第3 地震火災の予防..... | 1-2-10 |
| 第4 津波に強いまちの形成..... | 1-2-10 |
| 第3款 建築物の対策..... | 1-2-11 |
| 第1 建築物の耐震化の促進..... | 1-2-12 |
| 第2 ブロック塀対策..... | 1-2-12 |
| 第4款 危険物施設等の対策..... | 1-2-12 |
| 第1 危険物災害予防計画..... | 1-2-12 |
| 第2 毒物・劇物災害予防計画..... | 1-2-13 |
| 第3 火薬類災害予防計画..... | 1-2-14 |
| 第4 有害化学物質等漏出災害予防計画..... | 1-2-14 |
| 第3節 地震・津波に強い人づくりのための計画..... | 1-3-1 |
| 第1款 防災訓練計画..... | 1-3-1 |
| 第1 防災訓練の基本方針..... | 1-3-1 |
| 第2 各防災訓練の実施に係る事項..... | 1-3-1 |
| 第3 総合防災訓練の実施..... | 1-3-2 |
| 第4 防災訓練の成果の点検..... | 1-3-3 |

| | | |
|-----|-----------------------------|--------|
| 第5 | 地域防災訓練等の促進 | 1-3-3 |
| 第2款 | 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画 | 1-3-3 |
| 第1 | 防災知識の普及・啓発 | 1-3-3 |
| 第2 | 各種防災教育の実施 | 1-3-4 |
| 第3 | 災害教訓の伝承 | 1-3-5 |
| 第3款 | 自主防災組織育成計画 | 1-3-5 |
| 第4款 | 消防職員等の増員 | 1-3-7 |
| 第1 | 消防職員の充実 | 1-3-7 |
| 第2 | 消防団員の充実 | 1-3-7 |
| 第5款 | 企業防災の促進 | 1-3-8 |
| 第1 | 事業者における防災対策の強化 | 1-3-8 |
| 第2 | 市の支援 | 1-3-8 |
| 第4節 | 地震・津波災害応急対策活動の準備 | 1-4-1 |
| 第1款 | 市における事前措置計画 | 1-4-1 |
| 第1 | 初動体制の強化 | 1-4-1 |
| 第2款 | 活動体制の確立 | 1-4-3 |
| 第3款 | 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 | 1-4-8 |
| 第4款 | 災害ボランティアの活動環境の整備 | 1-4-11 |
| 第5款 | 要配慮者の安全確保計画 | 1-4-12 |
| 第6款 | 観光客・旅行者・外国人等の安全確保 | 1-4-14 |
| 第5節 | 津波避難体制等の整備 | 1-5-1 |
| 第1款 | 津波避難計画の策定・推進 | 1-5-1 |
| 第1 | 市における対策 | 1-5-1 |
| 第2 | 避難計画の留意点 | 1-5-1 |
| 第2款 | 津波危険に関する啓発 | 1-5-1 |
| 第1 | 市における対策 | 1-5-1 |
| 第2 | 津波避難対策の普及・啓発 | 1-5-2 |
| 第3 | 広報・教育・訓練の強化 | 1-5-2 |
| 第3款 | 津波に対する警戒避難体制・手段の整備 | 1-5-3 |
| 第1 | 津波災害警戒区域住民に対する情報伝達体制の整備 | 1-5-3 |
| 第2 | 監視警戒体制の整備 | 1-5-3 |
| 第3 | 避難ルート及び避難ビルの設置 | 1-5-3 |
| 第2章 | 風水害等災害予防計画 | 2-1-1 |
| 第1節 | 治水計画 | 2-1-1 |
| 第1 | 危険区域 | 2-1-1 |
| 第2 | 対策 | 2-1-1 |
| 第3 | 浸水想定区域の指定と周知 | 2-1-1 |
| 第2節 | 土砂災害予防計画 | 2-2-1 |
| 第1 | 目的 | 2-2-1 |
| 第2 | 危険箇所・警戒区域等 | 2-2-1 |
| 第3 | 警戒避難体制の整備 | 2-2-1 |
| 第4 | 警戒避難体制 | 2-2-2 |
| 第5 | 市長が「住民に周知させる」内容 | 2-2-2 |
| 第3節 | 高潮等災害予防計画 | 2-3-1 |
| 第1 | 危険箇所 | 2-3-1 |

| | |
|-------------------------------|--------|
| 第 2 対策..... | 2-3-1 |
| 第 3 警戒避難体制の整備..... | 2-3-1 |
| 第 4 節 建築物等災害予防計画..... | 2-4-1 |
| 第 1 市街地再開発対策..... | 2-4-1 |
| 第 2 建築物の適切な維持保全と耐風対策等の促進..... | 2-4-1 |
| 第 3 公共建築物の耐風、耐水、耐火対策..... | 2-4-1 |
| 第 4 公共建築物の定期点検及び定期検査..... | 2-4-1 |
| 第 5 公共建築物の設計時不燃堅牢化指導..... | 2-4-1 |
| 第 5 節 火災予防計画..... | 2-5-1 |
| 第 1 消防力・消防体制等の拡充強化..... | 2-5-1 |
| 第 2 火災予防査察・防火診断..... | 2-5-1 |
| 第 3 消防施設の整備拡充..... | 2-5-2 |
| 第 6 節 危険物等災害予防計画..... | 2-6-1 |
| 第 1 危険物災害予防計画..... | 2-6-1 |
| 第 2 毒物・劇物災害予防計画..... | 2-6-2 |
| 第 7 節 上・下水道施設災害予防計画..... | 2-7-1 |
| 第 1 上水道施設災害予防計画..... | 2-7-1 |
| 第 2 下水道施設災害予防計画..... | 2-7-1 |
| 第 8 節 ガス、電力施設災害予防計画..... | 2-8-1 |
| 第 1 都市ガス災害予防計画..... | 2-8-1 |
| 第 2 高圧ガス災害予防計画..... | 2-8-1 |
| 第 3 電力施設災害予防計画..... | 2-8-1 |
| 第 9 節 災害通信施設整備計画..... | 2-9-1 |
| 第 1 通信施設災害予防計画..... | 2-9-1 |
| 第 2 放送施設災害予防計画..... | 2-9-1 |
| 第 3 通信・放送設備の優先利用等..... | 2-9-1 |
| 第 10 節 不発弾等災害予防計画..... | 2-10-1 |
| 第 1 不発弾の処理体制..... | 2-10-1 |
| 第 2 関係機関の協力体制の確立..... | 2-10-2 |
| 第 3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発..... | 2-10-3 |
| 第 11 節 文化財災害予防計画..... | 2-11-1 |
| 第 12 節 農業災害予防計画..... | 2-12-1 |
| 第 1 ため池等整備事業..... | 2-12-1 |
| 第 2 農地保全整備事業..... | 2-12-1 |
| 第 3 地すべり対策事業..... | 2-12-1 |
| 第 4 防災営農の確立..... | 2-12-1 |
| 第 5 農作物の風水害予防対策..... | 2-12-2 |
| 第 13 節 食料等備蓄計画..... | 2-13-1 |
| 第 14 節 消防及び救助施設等整備計画..... | 2-14-1 |
| 第 1 消防施設等..... | 2-14-1 |
| 第 2 救助施設等..... | 2-14-1 |
| 第 3 流出危険物防除資機材..... | 2-14-1 |
| 第 15 節 避難誘導等計画..... | 2-15-1 |
| 第 1 避難体制の整備..... | 2-15-1 |
| 第 2 避難所等の整備..... | 2-15-1 |
| 第 3 避難所等の指定..... | 2-15-2 |

| | | |
|------|------------------------|--------|
| 第4 | 危険区域における避難立退き先の指定..... | 2-15-2 |
| 第16節 | 交通確保・緊急輸送計画..... | 2-16-1 |
| 第17節 | 要配慮者安全確保体制整備計画..... | 2-17-1 |
| 第18節 | 風水害等の防災知識普及計画..... | 2-18-1 |
| 第1 | 台風教育..... | 2-18-1 |
| 第2 | 消防教育..... | 2-18-1 |
| 第3 | 防災上重要な施設の管理者等の教育..... | 2-18-2 |
| 第4 | 市民への防災知識の普及..... | 2-18-2 |
| 第19節 | 防災訓練計画..... | 2-19-1 |
| 第1 | 訓練実施の種類..... | 2-19-1 |
| 第20節 | 自主防災組織育成計画..... | 2-20-1 |
| 第21節 | 災害ボランティア計画..... | 2-21-1 |
| 第22節 | 道路事故災害予防計画..... | 2-22-1 |
| 第1 | 道路事故災害予防..... | 2-22-1 |
| 第23節 | 海上災害予防計画..... | 2-23-1 |
| 第1 | 災害応急対策への備え..... | 2-23-1 |

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 災害予防計画

第1款 地震災害予防計画の基本方針等

第1 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、大別して「地震・津波に強いまちづくりのための計画」、「地震・津波に強い人づくりのための計画」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」、「津波避難体制等の整備」の4つに区分する。

1 地震・津波に強いまちづくりのための計画

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策
- (5) 第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）

2 地震・津波に強い人づくりのための計画

防災計画を実行する人に着目し、防災訓練、防災知識の普及・啓発活動・消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進

- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

第1 緊急防災事業の適用

他県に比べて不利な本県の特殊性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、本市の防災対策を強力に推進する。

1 地震防災緊急事業5箇年計画

市は、県の作成した「地震防災緊急事業5箇年計画」に定める事業のうち、市が実施する事業について定め、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図るものとする。

事業内容

「地震防災緊急事業五箇年計画」により整備すべき事業は、以下のとおりである。

- (1) 避難地の整備
- (2) 避難路の整備
- (3) 消防用施設の整備
- (4) 消防活動困難区域における道路の整備
- (5) 緊急輸送を確保するための道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設の整備
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設の整備
- (7) 社会福祉施設の改築・補強
- (8) 小・中学校、特別支援学校の改築・補強
- (9) 不特定多数かつ多数の者が利用する公的建造物の改築・補強
- (10) 津波災害に備えた海岸保全施設、河川・水路等管理施設の整備
- (11) 砂防施設、保安施設、地滑り防止施設、急傾斜崩壊防止施設、農業用配水施設であるため池の整備
- (12) 地域防災拠点施設の整備
- (13) 防災行政無線整備その他の施設又は設備の整備
- (14) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は施設の整備
- (15) 非常用食料、救助用資機材の物資の備蓄倉庫の整備
- (16) 負傷者を一時的に収容保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は、資機材の整備
- (17) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策の整備
- (18) その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

なお、「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」に示される市の該当事業は以下のとおりである。

- ・避難地の整備（浦添カルチャーパーク）
- ・小・中学校の改築・補強

2 その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的かつ効果的に推進する。また、市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

第2 防災研究の推進に関する計画

市の防災対策を効果的、効率的に進めるため、市域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

1 防災研究の推進

市の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国・県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行うとともに、市防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する対策に努めるものとする。

第2節 地震・津波に強いまちづくりのための計画

(実施主体：総務部、財務部、企画部、市民部、福祉健康部、こども未来部、都市建設部、教育部、消防本部、沖縄電力、沖縄ガス、各電気通信事業者、放送機関)

大規模地震・津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、国、県ほか関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害の軽減を図ることが肝要である。

第1款 地震・津波被害の未然防止計画

地震・津波による各種災害から市を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業、この計画の定めるところにより実施に努めるものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

- 1 構造物・施設等の耐震設計にあたっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因するさらに高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- 2 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- 3 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- 4 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第1 地盤災害防止計画

地震災害を念頭に置いた都市開発、市街地開発、産業用地の整備及び地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- 1 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。
- 2 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- 3 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
- 4 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
- 5 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地

の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

第2 地滑り防止事業

これまでに地滑りのあった箇所又は将来地滑りの発生が予想される区域については、県と協力して適切な地滑り対策工事の促進に努めるものとする。

地滑りによる危険が予想される箇所を資料編に示す。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

○地すべりによる危険が予想される箇所 ○土砂災害警戒区域と警戒避難体制

第3 急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による指定は、危険度の高い箇所にとどまっているが、今後、県と協力してその他の箇所も危険度の高い順に指定を行い、災害未然防止のための対策工事を実施する。

また、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を進めるとともに、市防災計画に避難体制に関する事項を定める。

急傾斜地崩壊危険箇所を資料編に示す。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

○急傾斜地崩壊危険箇所

第4 土砂災害防止対策事業

1 市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成26年法律第109号）第7条第1項の規定に基づき、土砂災害危険箇所の把握を行い、指定を受けた土砂災害警戒区域は土砂災害防止対策工事が必要な際には、県と協力して危険度の高い順に推進を図るものとする。

2 市は、県と連携し土砂災害から住民を守るため、土砂災害のおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制やハザードマップの作成を進めるとともに、避難体制に関する事項及び要配慮者利用施設に関する事項を定める。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

○土砂災害警戒区域と警戒避難体制

第5 河川災害防止事業

1 現状

従来、県内の河川法適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常の地震に対しては護岸への大きな被害は生じないと思われるが、通常

の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、地震による河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

2 計画

- (1) 今後の地震・津波災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等が必要である。このため、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
- (2) 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。

第6 道路施設整備事業

- 1 道路機能を確保するため、危険箇所調査を実施し、補修等の対策工事を行う。
- 2 橋梁機能の確保のため、耐震点検調査に基づいて、対策が必要な橋梁については、架け替え、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。
- 3 消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。
- 4 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。
- 5 応急復旧体制の確保
発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。
また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、県等の道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

第7 農地防災事業の促進

地震時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

第8 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・配（排）水管等の点検・補修、処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

1 上水道施設災害予防対策

- (1) 施設の耐震性の強化
水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指

針]、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施工を行うものとする。

施設の維持管理に際しては、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」（建水発 0108001 号、H20.4.8）「水道施設の耐震化の計画的実施について」（建水発 0408002 号、H20.4.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が停止した時の社会的影響の大きさを考慮し、「厚生労働省防災業務計画」（H25.10.1 修正）を参考に、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

（2）広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、県内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、沖縄県防災危機管理課と調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

2 下水道施設災害予防対策

（1）施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等など災害に強い下水道の整備を図る。

（2）広域応援体制の整備

市は、県からの広域応援体制の整備に対する指導に基づき、整備に努めるものとする。

第9 都市ガス施設災害予防計画

ガス事業者は、地震・津波による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、以下の事項に係る事業継続計画及び防災計画を策定し、対策を推進する。

1 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。

2 教育訓練及び防災知識の普及等

地震・津波時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び市民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

第10 高圧ガス災害予防対策

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、市、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を促進する。

第11 電力施設災害予防対策

1 電力施設災害予防対策の基本方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

2 電力施設災害予防事業の実施

(1) 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(4) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想させる地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(5) 配電設備

① 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(6) 通信設備

屋内設備装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2)～(6)について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

第12 通信施設災害予防計画

1 通信施設災害予防計画

市、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずる等万全を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックア

ップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 市における予防計画

①災害用情報通信手段の確保

市は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

ア 代替手段等の確保

(ア) 各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用

(イ) 携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保(アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮)

イ 冗長性の確保

(ア) 無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携

(イ) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

ウ 電源の確保

(ア) 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等

(イ) IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

エ 確実な運用への準備

(ア) 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検

(イ) 情報通信手段の管理及び運用体制の点検

(ウ) 災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

(エ) 非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練

(オ) 通信の輻輳、途絶等を想定した訓練(通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等)

(カ) 移動無線等の輻輳時の混信等の対策(非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整)

オ その他の通信の充実等

(ア) 県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

(イ) 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

②情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ア 市は、防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

イ 市、消防本部及び県出先機関並びに防災関係機関に対しては、マルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。

ウ 市は、有線・無線による2ルート化を図る。

③通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時に関する協定等の締結を図る。

④停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、

専門的な知見・技術をもとに耐震性のある強固な場所及び浸水被害を受けない場所への整備等を図ることについて十分配慮するものとする。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

①電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、以下の計画を推進するものとする。

ア 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

イ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

②伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、以下の整備を図るものとする。

ア 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。

イ 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

③回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ以下の対策を講じるものとする。

ア 回線の設置切替方法

イ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

ウ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

エ 災害応急復旧用無線電話機の配備による防災関係機関及び指定避難所の災害緊急通信の確保

オ 可搬型基地局装置による通話回線の確保

第13 放送施設災害予防計画

各放送機関は、災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- 1 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- 2 放送施設を放送令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- 3 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- 4 その他必要と認められる事項

第14 通信設備の優先利用等

1 優先利用の手続

市は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めておくものとする。

2 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要がある時は、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第2款 都市基盤の整備

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、これまで市関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

第1 防災対策に係る土地利用の推進

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により安全な市街地の形成を図る。

(2) 市街地の再開発

近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、市街地再開発事業を促進し、建築物の共同化及び不燃化を促進することにより、避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、都市機能の更新を図り、地域の防災活動の拠点整備を図る。

(3) 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

(1) 土地区画整理事業

市は、土地区画整理事業について、事業実施中の地区の完成を急ぐものとし、県は、市が新規に事業を予定している場合、計画策定に技術面等における指導を行い、事業意欲の育成を図る。

(2) 市街地再開発事業

都市防災の観点から公共施設の緊急な整備の必要と住宅施設及び商業施設の整備を考慮し、総合的な都市再開発を促進する。

また、事業促進のため施行者に対して、技術面等において指導を行うことにより、事業意欲の育成を図る。

(3) 新規開発に伴う指導・誘導

低地の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

第2 都市基盤施設の防災対策に係る整備

1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防、漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。

2 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

(1) 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限と行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(2) 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

(3) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一時避難地を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

(4) ライフライン等の共同溝等の整備等

ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を收容するための共同溝等の整備を推進する。また、市、県、及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備等に努めるほか、広域処理を行う地域単位に処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(5) 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

第3 地震火災の予防

1 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 不燃化の推進

地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

(2) 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

(3) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空き地等を確保することにより、火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

(4) 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

2 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

(1) 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

(2) 公営住宅の不燃化推進

市営住宅等の公営住宅については、市街地特性、地震火災の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

(3) 耐震性貯水槽等、消防水利の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における耐震性貯水槽等、消防水利の整備を推進する。

第4 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

1 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

2 県が公表する津波による浸水実績及び津波浸水想定を活用し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

- 3 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
- 4 市や県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、市庁内関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- 5 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
- 6 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- 7 牧港川、小湾川、安謝川の上部に位置する水路等の整備等を推進する。
- 8 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- 9 公共施設や要配慮者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。
また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- 10 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 建築物の対策

建築物の災害予防施策に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

市は、「浦添市耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

第1 建築物の耐震化の促進

市は、「浦添市耐震改修促進計画」に掲げた、市内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成

に向け、市保有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

第2 ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示されたことを受け、それらの転倒による被害の防止及び軽減を図るため、市は、ブロック塀等の危険箇所の調査に努め、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。

第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

第1 危険物災害予防計画

1 危険物製造所等に対する指導

消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設を資料編に示す。

2 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者・監督者は、取扱者に対し、地震・津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防本部は、管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言・指導を行う。

3 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講じる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の

徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を行う。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び市消防本部に対する通報体制を確立する。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的又は必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

第2 毒物・劇物災害予防計画

1 方針

地震・津波災害時に毒物・劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物の地震・津波発生時の危険防止規定の策定
- (3) 耐震等の定期点検及び補修の実施
- (4) 防災教育及び訓練の実施
- (5) 災害対策組織の確立

2 対策

県は、地震・津波災害時における毒物・劇物による危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し、以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- (1) 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがある時は、毒物・劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- (3) 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- (4) 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震設備の指導を実施する。
- (5) 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機りん剤類の特定毒物営業者に対し、特に重点的に指導を実施する。

第3 火薬類災害予防計画

地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、市は、国、県、他市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- (1) 火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。
- (2) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

2 火薬類消費者の保安啓発

- (1) 火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより、保安啓発を図る。
- (2) 火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

第4 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

1 「PRTR法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届ける内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

2 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

- ①対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- ②地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第3節 地震・津波に強い人づくりのための計画

(実施主体：全部署)

第1款 防災訓練計画

地震・津波被害について防災活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市・県及び防災関係機関並びに市民が一体となって実施する各種の防災訓練は、この計画の定めるところによって実施する。

第1 防災訓練の基本方針

市の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

1 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標及び成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等の獲得を目指した訓練とすることを第一とする。

2 地域防災計画等の検証

市防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

3 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに、想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）を具体化した訓練とする。

4 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、他の市町村及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

第2 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。個別防災訓練の内容及び訓練目標の設定例は、以下のとおりである。

- 1 様々な地震・津波発生時刻、規模の設定状況下での初動体制確立、通信連絡体制の確保、組織間連携、被災現場派遣等のテーマ別訓練
- 2 広域応援に際しての受け入れ・応援派遣等の訓練
- 3 傷病者等を念頭に置いた救出・医療訓練
- 4 指定避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

- 5 物資集配拠点における集配訓練
- 6 民間企業・ボランティア等の連携訓練
- 7 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

第3 総合防災訓練の実施

1 総合防災訓練

市及び防災関連機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実戦的な地震防災訓練を実施する。

(1) 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

(2) 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

(3) 参加機関

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び自治会等とし、さらに地域住民の参加を促進するものとする。

(4) 訓練の種目

訓練の種目は概ね以下のとおりとする。

- ①避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- ②水防訓練
- ③救出及び救護訓練
- ④炊き出し訓練
- ⑤感染症対策訓練
- ⑥輸送訓練
- ⑦通信訓練
- ⑧流出油等防除訓練
- ⑨広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- ⑩その他

2 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

3 広域津波避難訓練

市は、市民等の津波避難行動に特化した市全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、市民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

- (1) 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題
- (2) 津波避難困難区域の把握
- (3) 米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

4 災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波

等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

- (1) 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
- (2) 本部会議及び各部の実践力の向上
- (3) 市防災計画・各種マニュアル等の検証

5 複合災害訓練

市及び防災関係機関は、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

第4 防災訓練の成果の点検

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の訓練はもとより、市防災計画等の修正や防災施策に反映させる。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、市防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

第5 地域防災訓練等の促進

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた各種マニュアル等の策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた市及び防災関係機関の職員及び市民への防災知識の普及・啓発は、要配慮者のニーズや被災者の男女のニーズの違い等男女双方の視点へ十分配慮し、以下により行うものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

1 市の役割

市は、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

2 防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各

種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

3 市民への防災知識の普及

(1) 普及・啓発の時期や内容等

市及び防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や以下の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

- ① 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常時持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- ② 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ④ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑤ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(2) 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発にあたっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

第2 各種防災教育の実施

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

1 職員に対する防災教育

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や市防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防火防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

2 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

3 市民への防災知識の普及

防災知識の普及は、関係機関において以下の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て、行うものとする。

(1) 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及

「火災予防週間」、「防災週間」、「防災とボランティアの日」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

(2) 広報紙等による普及

(3) 地震・津波防災知識の普及

地震及び津波災害は、突然に発生し、台風・豪雨等の災害と根本的に異なるため、日頃から地震及び津波に対する知識の普及を図るものとする。

(4) 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

①学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

②社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

4 その他

消防団、浦添市幼年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3款 自主防災組織育成計画

地震・津波災害に対処するには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 市民の防災意識の向上

市民に対する防災意識の向上及び自主防災組織の結成や住民参加の推進を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

2 組織の編成単位

市民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成し、その設置推進は下記事項に留意の上、市民と協議をし、実施するものとする。

- (1) 市民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 市民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

3 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、以下のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

4 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

5 組織図及び自主防災組織の役割分担

自主防災組織の組織図及び役割分担は、概ね資料編のとおりとするが、各地域の実情に応じて編成してもよいものとする。

※資料編〔地震・津波想定関係〕

- 自主防災組織図
- 自主防災組織の役割分担
- 自主防災組織

6 資機材の整備

市は、消火、救助、救護に必要な資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

7 活動拠点整備等

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時においては、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

8 組織の結成の促進と育成

(1) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、市民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促

進する。

- ①防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- ②多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 消防職員等の増員

第1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。このため、市は県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、適正数の確保・強化を図る。

第2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

市は県と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図る。

- 1 地域に必要な消防団員数の検討、機能別消防団の導入促進
- 2 市民への消防団活動の広報
- 3 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
- 4 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等

第5款 企業防災の促進

第1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務

に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第2 市の支援

市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

(実施主体：全部署)

市及び防災関係機関は、地震・津波に強いまちづくり、人づくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進していく必要がある。

第1款 市における事前措置計画

第1 初動体制の強化

突発する災害に、市が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の6つの点を重点に初動体制の強化を図る。

1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件の一つである。市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家族における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん、家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長及び各対策部長との連絡体制を確立し、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、緊急対応職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を早急に整える必要がある。

(3) 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等、執務室等の安全確保を徹底する。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう務め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰でも手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布などの備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、災害時において市民等の被害を最小限に留めるための情報伝達、市の災害対応の迅速な判断に係る情報収集及び情報共有に関する能力を高めるため、以下の施策を推進する。

(1) 情報通信基盤の充実

市民に必要な情報を素早く伝達できるよう、情報伝達手段の多様化、災害危険箇所等の情報収集に係る設備の構築、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）との連携強化を図る。

(2) 地域コミュニティ放送の活用

市域放送を中心としたコミュニティFM放送局の活用による緊急伝達体制の構築を推進する。

(3) 相互間通信の確保

防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を推進する。

(4) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

(5) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生じる場合に備え、電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(6) 連絡体制等の確保

- ①各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ②防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討

(7) 災害情報等の一元管理

市及び防災関連機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

4 情報分析体制の充実

市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え

市は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え

市及び防災関連機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実行するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。

1 市職員の防災能力の向上

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実行するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部署に配布するとともに、庁内グループウェアに防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員、災害対策要員の育成

防災担当職員は市の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、災害対策要員は、発災初期において、積極的な応急対策活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

①国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会）等に積極的に職員を派遣する。

②災害を体験した都道府県への視察、防災の先進地域への職員の派遣を行う。

(3) 民間等の人材確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物質、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等、大型車両及び船舶等の輸送手段の確保が必要となる。

市及び県は、確保できるものについてはその整備の充実を推進し、確保できないものについては、その保有する機関・業者等と災害時における協力協定等の締結等の促進を図るものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、小中学校区、自治会等の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ①自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- ②家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ③救助工作車等の消防機関への整備促進
- ④資機材を保有する建設業者等と市との協定締結等の促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、小中学校区、自治会等の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ①自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ②家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ③消防自動車等公的消防力の整備促進
- ④その他の救助施設等の現況及び整備については資料編に示す。

(3) 食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・水・被服寝具等など生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市は、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

①食料の備蓄

地震等による大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食料を想定避難者の3日分程度を目標に備蓄するものとする。

②生活必需物資の備蓄

災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又はき損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄するものとする。

ア 地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等具体的な備蓄物資の整備計画を作成するものとする。

イ 備蓄物資について定期点検を行い、常に良好な状態に保つよう努めるとともに、災害等により備蓄物資を供出した時は速やかに物資の補充・整備に努めるものとする。

ウ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築を行う。

③要配慮者に配慮した食料の確保

市は要配慮者に配慮した食料、生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

④個人備蓄の推進（住民の責務）

平常時からインスタントやレトルトの応急食品及び飲料水、被服寝具など生活必需品を7日分程度、個人において備蓄しておくよう住民への啓発・広報を実施していくものとする。

⑤飲料水等の備蓄

ア 飲料水備蓄計画

災害時には、管路の破損等による一時的な断水を想定し、市及び県は、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を進めていくものとする。

イ 給水用資機材の整備

市及び上水道管理者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を検討するものとする。

⑥備蓄倉庫等の整備

災害時に備えた各種物資の備蓄保管場所を、指定避難所等に整備していくものとする。

⑦事業者等への啓発

ホテル・旅館等における、食料・水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発を行う。

⑧大手物流業者等との協定締結

大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握を行う。

(4) 輸送手段の確保

①車両の確保

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

②船舶の確保

市は、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等について、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

③燃料の調達

市は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

3 応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。市においては、近隣市町村をはじめ、県を通じて県外からの応援体制の強化を図るものとする。

そのほか、第3編 第3章 第5節 広域応援要請計画に準じるものとする。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

沖縄県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法を明確にし、周知を徹底する。また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。市は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実

市は、官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

①県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に係る企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行えるように県内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

市は、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- ①医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
 - ②日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ
- 市は、応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。
- (5) 自衛隊との連携の充実
- 市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。
- (6) 在日米軍との協力体制の充実
- 市は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。
- ①災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
 - ②基地立ち入りに関する協定（市）
 - ③緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部）
 - ④消防相互援助協約（消防本部）
- (7) 応援・受援の備え
- 市は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。
- ①応援先・受援先の指定
 - ②応援・受援に関する連絡・要請の手順
 - ③災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
 - ④応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
 - ⑤広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

- (1) 交通規制計画の作成等
- 緊急通行車両が交通渋滞で機能が麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。
- (2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県、沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第3編 第3章 第13節「交通輸送計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(6) 運送事業者との連携確保

市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ①物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ②物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ③輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ④輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及
- ⑤被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等

(7) 緊急輸送活動関係

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

5 広報体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発言することは、災害応急対策を円滑に進める上できわめて重要である。

そこで以下の体制を早急に整備していくものとする。

(1) 報道機関との連携

報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため日頃から報道機関との連携を密にしておく。

(2) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、SNS等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。そこで、県、他市町村及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(3) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

そのほか、第3編 第3章 第3節 災害広報計画に準じるものとする。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していくものとする。

7 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

さらに、以下の各種データ及びそれらを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

(1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

(2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

市は多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を市民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域等、市民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

- ①社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ②医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
- ③高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成
- ④耐震性のある県立施設の避難所指定に関する調整の推進
- ⑤避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の指定避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ①無線設備の整備
- ②教職員の役割の事前規定
- ③調理場の調理機能の強化
- ④保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- ⑤シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
- ⑥学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ⑦給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
- ⑧施設の耐震化及びバリアフリー化

(2) 緊急避難場所・避難所の指定・整備

①緊急避難場所・避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

②緊急避難場所・避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場

であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 福祉避難所のリストアップ

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる福祉避難所を指定しておく。

(4) 医療救護活動体制の構築

浦添市医師会、医療機関等は、災害時において負傷・罹患した患者のみならず、平素から入院患者あるいは定期的な通院が必要な患者等の対応について、医療救護体制計画の策定を行う。

(5) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、市民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服寝具など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、市は、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・水・被服寝具など生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(6) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(7) 物価の安定等のための事前措置

市及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行う。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

①災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

②災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(8) 文教対策に関する事前措置

市は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

①学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

②時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

③時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

④文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立・指導並びに文化財の耐震調査の指導

(9) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(10) 広域一時滞在等の事前措置

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

①他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

②災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成

- ③一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
 - ④総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
 - ⑤放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備
- (11) 家屋被害調査の迅速化
県は市に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。
また、市は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。
- (12) 災害廃棄物処理計画
市は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。
- (13) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討
著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。
このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるよう、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 災害ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア意識の醸成

(1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取組

市及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等

(1) ボランティアの育成

市は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、社会福祉協議会と連携して、平常時からボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

①市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

②市は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部及び社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティ

アを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策

- (1) 市は、県・市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。
- (2) 市及び社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- (3) 市及び社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。
- (4) 市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、難病者、要介護認定者等の特に配慮を要する者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時には、避難誘導はもとより、要配慮者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童、成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所又は通所しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時に遅滞なく対応するため、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を市防災計画に定める。

特に、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、津波災害・土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合においては、これらの施設の名称及び所在地を明記する。

(2) 施設、設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難出来るよう、また施設自体が崩壊したり、火災が発生することのないよう施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等が確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

2 在宅で介護を必要とする者の安全確保

心身に障がいや有する者（児童を含む。以下同じ）又は長期臥床若しくは認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者支援計画

①市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、市防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難支援個別計画策定にあたっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

②避難行動要支援者の避難については、「浦添市災害時要援護者避難支援計画（平成20年3月）」に基づき、自治会、自主防災組織と連携し地域住民が主体となった避難体制を整備するよう努めるものとする。

(2) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

①要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

ア 日常生活において常に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておくこと。

イ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

②地域住民に対する普及・啓発

ア 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。

イ 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要であ

る。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

第6款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

市、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保

(1) 避難標識等の整備・普及

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

市は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保

市は、国際化の進展に伴い、居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(1) 多言語による災害情報の提供

テレビ・ラジオなどのメディアと連携し、災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。

- (2) 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置
外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用に努める。
- (3) 地域の防災訓練等への参加促進
在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防団や防災訓練等への積極的な参加を促進する。
- (4) 外国人への防災知識の普及
ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (5) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備
災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第5節 津波避難体制等の整備

(実施主体：総務部、企画部、都市建設部、福祉健康部、こども未来部、教育部、指導部、消防本部)

市は住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

第1款 津波避難計画の策定・推進

第1 市における対策

市は、県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定する。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

第2 避難計画の留意点

1 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

2 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、市職員など津波災害警戒区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平常時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

第2款 津波危険に関する啓発

第1 市における対策

市は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- 1 津波災害警戒区域
- 2 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- 3 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- 4 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

第2 津波避難対策の普及・啓発

普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- 1 学校、幼稚園、保育園での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- 2 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- 3 津波災害警戒区域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- 4 津波災害警戒区域の各自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- 5 広報誌（広報うらそえ）
- 6 防災訓練
- 7 防災マップ（津波ハザードマップ）の作成・配布
- 8 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- 9 電柱等や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

第3 広報・教育・訓練の強化

1 津波ハザードマップの普及促進

市は、津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

2 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

3 津波防災教育の推進

市は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや

危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

第3款 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、地域住民に対する情報伝達体制の整備を次のとおり推進していくものとする。

第1 津波災害警戒区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波災害警戒区域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

市は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

第2 監視警戒体制の整備

津波危険に対し、津波警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、パトロール等を迅速・的確に行うための監視警戒体制を整備する。

第3 避難ルート及び避難ビルの設置

1 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルート为目标とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

2 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

3 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。これらの指定や整備にあたって

は、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

4 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波災害警戒区域内に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

(1) 避難所の整備

災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- ①避難所は公・私立の学校とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- ②避難所として使用する建物については、耐震性、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ③避難場所の選定にあたっては、津波災害警戒区域等を考慮するものとする。
- ④避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及びテント等を設営する場所を選定しておくものとする。
- ⑤市内に適切な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- ⑥避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

(2) 避難場所等の指定

①広域避難場所の指定

地震被害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、公園等のスペースを広域避難場所として指定をしておくものとする。

広域避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- ア 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1m²を確保できること。
- エ 避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、自治会区域を考慮する。

②避難所の指定

避難所の指定は、次頁「避難場所・避難所の設置基準」に該当する施設の中から、人口、地域バランス、広域避難場所の位置を考慮しながら、指定するものとする。

(避難場所・避難所の設置基準)

| 区分 | 分類定義 | 指定・整備 | 備考 | |
|------------|--|---|--|---------------------|
| 広域避難場所 | 大地震時に周辺地域から避難者を収容し、地震発生後、市街地火災や危険物、建物崩壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園等の広場をいう。 | 総面積10ha以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空き地等で、市街地火災からのふく射熱に対して安全な面積が確保できること。収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し1人あたり1㎡を確保して算定すること。 | 市街地火災等からのふく射熱に対して安全が確保できる公園等の敷地とする。 (浦添カルチャーパーク・浦添運動公園の2箇所) | |
| 一時避難場所 | 避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、広場等をいう。 | 学校のグラウンド、公園緑地、広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。 | | |
| 避難路 | 避難所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。 | 避難所に通じる道路又は緑道であること。災害時に一部不通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること。 | 道路は幅員6m以上(ただし、市街地等でやむを得ない場合は4m以上)とする。緑道は幅員2m以上とする。 | |
| 避難所 | 小規模災害 | 火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等に現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に自治会事務所等既存建物等に収容し保護する所である。 | 避難者の範囲とは、災害・住家被害等を受けた者、受けるおそれのある者で、緊急に避難する必要があるときを含む。 | |
| | 大規模災害 | 地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する所である。 | | |
| | 福祉 | 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所である。一般的には2次避難所として位置づけられている。 | | |
| 津波災害時の避難場所 | 緊急避難ビル | 地震後急速に来襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所(施設)をいう。 | 津波災害警戒区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする。 3階以上の建物や高台などの高所で安全な場所を確保する。 | 海拔10m以上の建物(3階以上の建物) |

5 津波避難困難地域の解消

沖縄県津波浸水想定（平成27年3月）においては、市内に津波避難困難地域は存在しない。今後、津波浸水想定の見直し等があった場合は再検討を行い、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。津波避難困難地域が設定された場合は、津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

6 津波災害警戒区域の指定等

津波防災地域づくりに関する法律により、以下の対策を講じる。

- ①市防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する津者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- ②津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を市防災計画に定める。
- ③市は、市防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民等に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- ④市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行う、施設保有や又は管理者による取組みの支援に努める。

第2章 風水害等災害予防計画

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治水事業等による市土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第1節 治水計画

(実施主体：都市建設部)

第1 危険区域

河川（水路）及び海岸の危険箇所を資料編に示す。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

- 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）
- 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

第2 対策

市内河川（水路）及び海岸等の危険箇所を調査し、災害が予想される場所は、適時巡察する。なお、危険箇所の改修については、計画的に実施するものとする。

第3 浸水想定区域の指定と周知

- 1 市は、浸水想定区域の指定があった時は、市防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。又、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものの所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。
- 2 市は、名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、避難判断水位到達情報等の伝達方法を定める。
- 3 市は、市防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

第2節 土砂災害予防計画

(実施主体：総務部、都市建設部)

第1 目的

土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることを目的としている。

第2 危険箇所・警戒区域等

危険箇所・警戒区域等を、資料編に示す。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

- 地すべりによる危険が予想される箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土砂災害警戒区域と警戒避難体制

第3 警戒避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域

- (1) 県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。
- (2) 当該区域の指定を受けた市は警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

2 土砂災害特別警戒区域

- (1) 県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、県知事と市長は当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - ①住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可（県知事）
 - ②建築基準法に基づく建築物の構造規制（市長）

- ③土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転などの勧告（県知事）
- ④勧告による移転者への融資、資金の確保（県知事）

3 警戒避難体制の整備

土砂災害防止法に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域と警戒避難体制を資料編に示す。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

- 土砂災害警戒区域と警戒避難体制

第4 警戒避難体制

1 情報の収集及び伝達

土砂災害危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し、土砂災害発生の予測などに活用するための避難警戒体制の整備などソフト対策の整備をする。

現地における土砂災害危険箇所情報を周知する看板等の設置、土砂災害危険区域図の作成・配布等を通じて、土砂災害に関する基礎的な情報を平常時から地域住民に提供し、防災意識の高揚を図る。

2 予報又は警報の命令及び伝達

土砂災害情報相互通報システムの整備を図り、緊急時に住民の避難を促すサイレン等の警報装置を整備する等、情報伝達体制を整備する。

3 避難・救助

土砂災害の危険性が高まった緊急時に、地域住民の迅速な避難に資するべく、あらかじめ避難路・避難場所を確認し、必要な整備を行っておく。

第5 市長が「住民に周知させる」内容

市による住民への周知内容については、大きく分けて、平常時から防災意識の高揚を促すための周知と、緊急時の警戒避難を促すための周知の二つがある。

平常時から防災意識の高揚を促すための周知には以下のものがある。

1 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表

基礎調査等の実施結果を踏まえ、警戒区域ごとに想定される土砂災害の種類、土砂災害を発生させるおそれのある急傾斜地等危険箇所、警戒区域の範囲、特別警戒区域の範囲、避難路・避難場所の所在地等を表示する。

2 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを表明した看板の設置

当該地域が警戒区域、特別警戒区域に指定されていることを示す表示板を、危険箇所等適切な場所に設置する。

3 過去の土砂災害に関する情報の提供

当該地域及びその周辺地域において、過去に発生した土砂災害の種類と、そのときの

降雨状況、被災状況などの情報を提供する。

4 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

豪雨時等に地域住民が降雨情報により、土砂災害に関する危険性を推定できるよう警戒、避難の目安となる雨量に関する情報や土砂災害警戒情報を提供する。

(1) 雨量情報の提供

豪雨時等土砂災害への危険性が高まった際には、適宜雨量情報等を提供し、警戒・早期避難を呼びかける。

(2) 避難の指示等の伝達

市長が基本法第60条に基づく市長による避難の指示等を発した場合には、サイレン・広報車等により速やかに関係住民に伝達する。

第3節 高潮等災害予防計画

(実施主体：総務部、都市建設部)

第1 危険箇所

海岸における危険箇所を資料編に示す。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

○高潮による危険が予想される区域

第2 対策

漁港は、管理区分によって県又は市がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

第3 警戒避難体制の整備

市は、県が検討した高潮浸水予測図等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

第4節 建築物等災害予防計画

(実施主体：都市建設部)

市防災計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

第1 市街地再開発対策

市は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を実施する。

第2 建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

市は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進する。

第3 公共建築物の耐風、耐水、耐火対策

市は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等により、耐風、耐水、及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行う。

第4 公共建築物の定期点検及び定期検査

市は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

第5 公共建築物の設計時不燃堅牢化指導

市は、今後建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とするよう指導するものとする。

第5節 火災予防計画

(実施主体：消防本部)

火災の発生を未然に防止するための対策は、以下によるものとする。

第1 消防力・消防体制等の拡充強化

以下の指導又は措置を講じ、消防力、消防体制等の拡充強化を図るものとする。

- 1 消防教育訓練の充実強化
教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。
- 2 消防制度等の確立
消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。
- 3 消防体制の充実・指導
消防団の体制強化を図る。
- 4 消防施設・設備の整備促進
消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

第2 火災予防査察・防火診断

防火対象物の関係者に対し、当該防火対象物の実態を把握し、火災予防・避難施設の管理等の指導を行い、万一出火した際の被害を最小限にとどめることを目的に査察等を実施する。

- 1 防火対象物に対する査察
 - (1) 消防法第8条第1項の政令で定める防火対象物
浦添市予防査察規定に基づき、不特定多数の市民が利用する防火対象物の、防火構造、消防用設備、避難施設・設備、防火管理等を重点的に査察する。
 - (2) 危険物等関係施設
年間立入検査を通じ施設の構造設備取扱要領等を重点的に査察する。
- 2 一般住宅
 - (1) 火災の多発期を控えた11月の秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ火を取扱う設備及び器具を重点的に防火診断する。
 - (2) 浦添市火災予防条例（昭和54年条例第1号）第29条の2で設置義務の、住宅用防災機器の普及啓発に努める。
 - (3) 住宅密集地、狭隘指定地域等の、延焼拡大防止を重点的に防火診断する。

第3 消防施設の整備拡充

市は、耐震性防火水槽の整備及び断水時使用可能公設消火栓の確保、学校・事業所等の水泳プールからの取水設備設置、都市開発行為計画による耐震防火水槽の普及啓発に努め、消火水利の多様化、適正な配置を図ることとする。

第6節 危険物等災害予防計画

(実施主体：消防本部)

危険物等による災害を未然に防止するための対策は以下によるものとする。

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化及び法令の規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

第1 危険物災害予防計画

1 危険物製造所等に対する指導

消防本部は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

危険物製造所等及び大規模な災害が予想される施設を資料編に示す。

※資料編〔災害危険箇所関係〕

○危険物の大量貯蔵施設

2 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締を実施し、運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者・監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防本部は、管理者が行う保安教育について、必要な助言・指導を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講じる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を行う。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び市消防本部に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、運搬時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ運搬経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的又は必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学車及び消防機材の整備

消防本部に化学車及び消防機材の配置整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第2 毒物・劇物災害予防計画

1 方針

災害時に毒物・劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- (1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- (2) 毒物及び劇物危険防止規定の策定
- (3) 定期点検及び補修の実施
- (4) 安全教育及び訓練の実施
- (5) 事故対策組織の確立

2 対策

県は、災害時における毒物・劇物による危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し、以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- (1) 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがある時は、毒物・劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- (3) 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- (4) 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- (5) 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機りん剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第7節 上・下水道施設災害予防計画

(実施主体：都市建設部、水道部)

上・下水道施設については、老朽施設・配（排）水管等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

第1 上水道施設災害予防計画

1 施設の防災性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

施設の維持管理に際しては、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」（建水発 0108001 号、H20.4.8）「水道施設の耐震化の計画的実施について」（建水発 0408002 号、H20.4.8）等により、適切な保守点検による防災性の確保に努める。

また、水供給機能が停止した時の社会的影響の大きさを考慮し、「厚生労働省防災業務計画」（H25.10.1 修正）を参考に、供給システム自体の防災性の強化を推進する。

2 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、県内において、必要な人員、資機材が不足する場合には、防災危機管理課と調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

第2 下水道施設災害予防計画

1 施設の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など災害に強い下水道の整備を図る。

2 広域応援体制の整備

市は、県からの広域応援体制の構築に対する支援に基づき、整備に努めるものとする。

第8節 ガス、電力施設災害予防計画

(実施主体：沖縄電力、沖縄ガス)

第1 都市ガス災害予防計画

沖縄ガス（株）は、都市ガスの事故防止対策とともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

このため、都市ガス施設の大規模事故や風水害の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2 高圧ガス災害予防計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、市、国、県、公安委員会及び（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

- (1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
- (2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 高圧ガス消費者における保安対策

- (1) （一社）沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- (2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

3 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

4 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第3 電力施設災害予防計画

沖縄電力（株）は、第1章 第2節 第1款 第11に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも電力の安定供給を図

る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第9節 災害通信施設整備計画

(実施主体：企画部、沖縄電力、各電気通信事業者)

第1 通信施設災害予防計画

市、県及び医療機関、各電気通信事業者は災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずる等万全を期するものとする。

1 市、県における予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画に示す地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急・医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関は災害時の医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するとともに、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、第1章 地震・津波災害予防計画に示す地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2 放送施設災害予防計画

各放送機関等は、第1章 地震・津波災害予防計画に示す地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備、放送施設の予防措置を実施する。

第3 通信・放送設備の優先利用等

県、市、通信事業者及び放送機関等は、第1章 地震・津波災害予防計画に示す地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第10節 不発弾等災害予防計画

(実施主体：総務部、消防本部)

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾処理の円滑化を図るとともに、市民に対する不発弾防災知識の普及徹底を図る。

第1 不発弾の処理体制

不発弾の処理体制は、概ね以下によるものとする。

1 陸上で発見される不発弾の処理

- (1) 発見者は、交番又は警察署に通報し、警察署は沖縄県警察本部に発見届出をする。
- (2) 県警察本部長は、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。
- (3) 陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- (4) 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- (5) 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- (6) 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、以下の対策を講じた上で実施する。
 - ①市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策協議会を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任を明確にするものとする。
 - ②避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
 - ③市長を本部長とする現地対策本部を設置する。市長が休暇等による不在又は、避難や交通等、市民生活への影響が少ないと認めた場合は、その職務を副市長等に委任できるものとする。

2 海中で発見される不発弾の処理

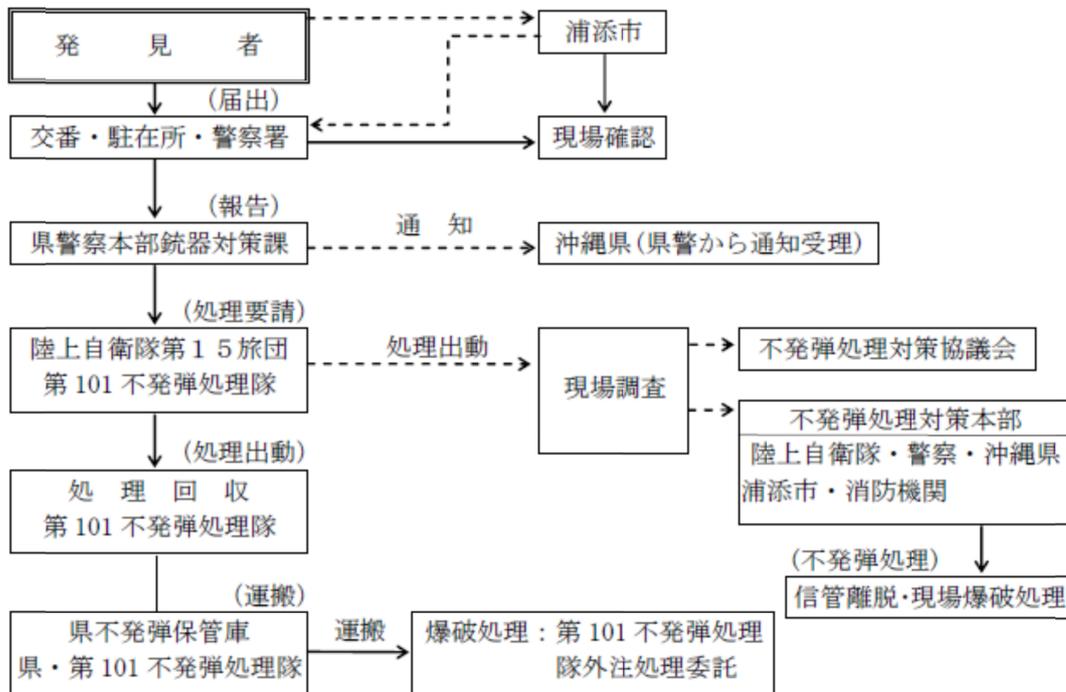
- (1) 発見者は、那覇海上保安部へ通報し、それを受けて当保安部又は県知事、市長又は港湾管理者等から海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- (2) 沖縄水中処分隊が、現地調査を行い関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- (3) 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去する。
- (4) 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し現場で爆破処理する。
- (5) 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、以下の対策を講じた上で実施する。
 - ①市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
 - ②危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
 - ③市長を本部長とする現地対策本部を設置する。市長が休暇等による不在又は、避難や交通等、市民生活への影響が少ないと認めた場合は、その職務を副市長等に委任できるものとする。

第2 関係機関の協力体制の確立

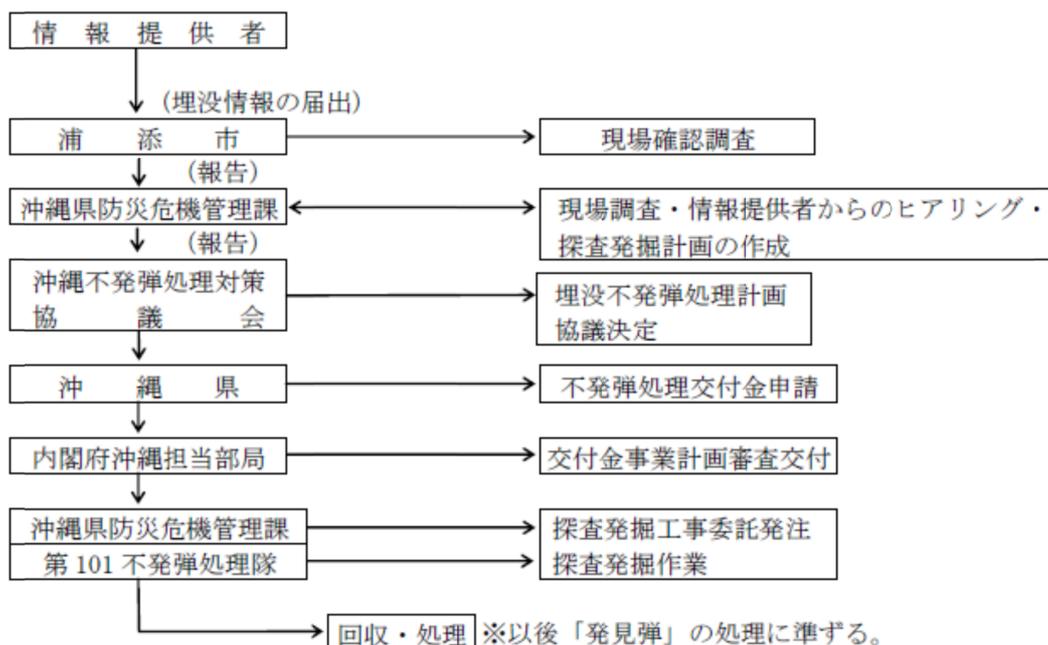
国、県、市町村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

《不発弾処理の流れ》

〔陸上部分〕 ●発見弾

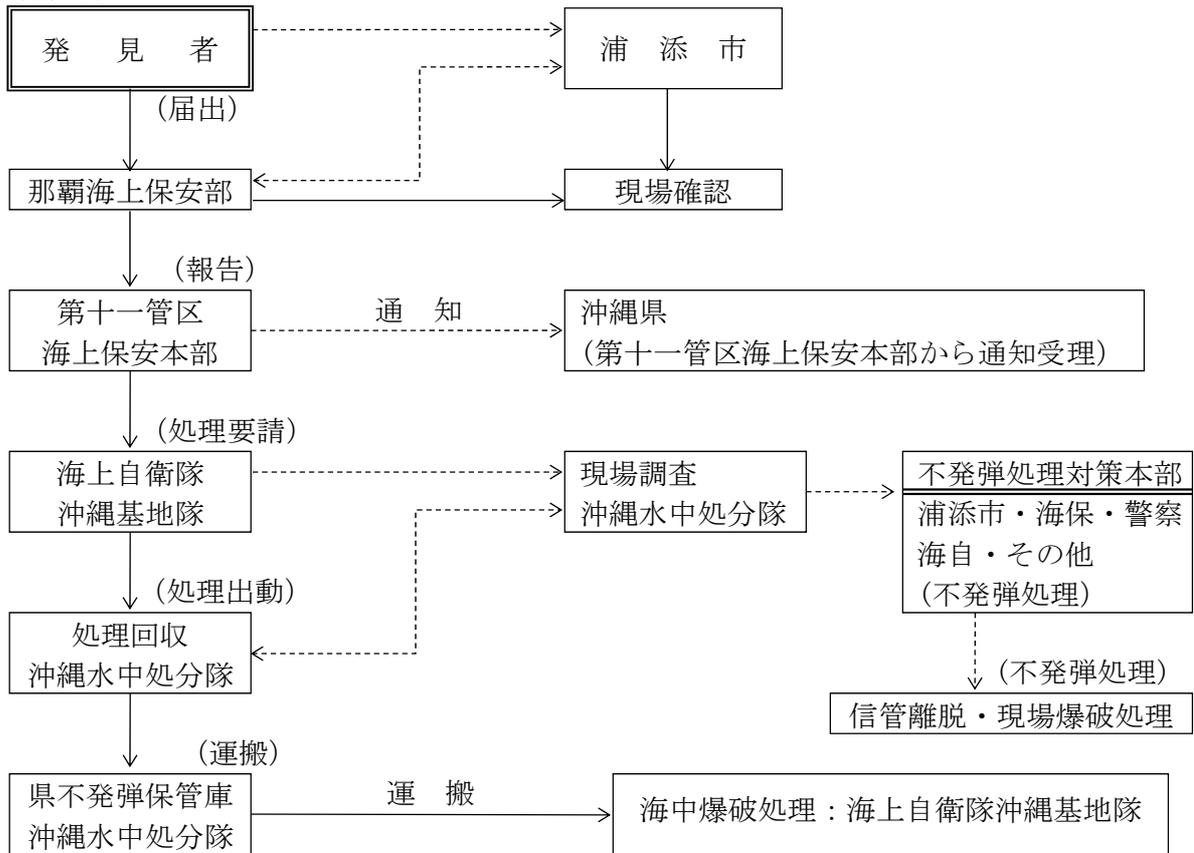


●埋没弾



[海上部分]

● 発見弾



第3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

1 講習会

不発弾に関する市、消防機関及び不発弾磁気探査事業者等の関係機関は、県等が開催する講演会や研修に参加等を通じて、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

2 広報活動

市は、住民一般に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。

第11節 文化財災害予防計画

(実施主体：教育部、消防本部)

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、以下により災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- 2 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- 3 市は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- 4 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- 5 県は、各市町村文化財担当職員講習会を開催して、防災措置について指導する。
- 6 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第12節 農業災害予防計画

(実施主体：市民部)

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

第1 ため池等整備事業

1 土砂崩壊防止工事

市は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 老朽ため池等整備工事

市は、市下に所在するかんがい用水ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害をまねくおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

第2 農地保全整備事業

市は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

第3 地すべり対策事業

市は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の浸食・崩壊等を未然に防止する事業を推進する。

第4 防災営農の確立

1 指導体制の確立

市は、本市農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、市は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(1) 指導組織の統一及び指導力の強化

市は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(2) 防災施設の拡充

市は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

2 営農方式の確立

市は、本市農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

第5 農作物の風水害予防対策

農作物の風水害予防については、以下の事項を重点として農家を指導する。

- 1 そ菜の暴風網の整備
- 2 病害虫の防除
- 3 かんがい、排水施設の整備
- 4 農作物保護のための地域保安施設の整備

第13節 食料等備蓄計画

(実施主体：総務部、企画部、市民部、福祉健康部)

市は、第1章 地震・津波災害予防計画に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第14節 消防及び救助施設等整備計画

(実施主体：消防本部)

消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は以下によるものとする。

第1 消防施設等

市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

第2 救助施設等

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行う。

第3 流出危険物防除資機材

市は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- 1 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- 2 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- 3 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- 4 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第15節 避難誘導等計画

(実施主体：総務部、福祉健康部、教育部)

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、市、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

第1 避難体制の整備

1 市の役割

- (1) 避難所の選定
- (2) 避難所の開設及び運営方法の確立
- (3) 避難所の安全確保
- (4) 住民への周知
- (5) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- (6) 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- (7) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- (8) 避難経路の点検及びマップの作成
- (9) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- (1) 避難計画の作成
- (2) 避難誘導體制の整備

第2 避難所等の整備

市は、災害時の避難に備え、以下により避難所等の整備をしておくものとする。

- 1 避難所は公・私立の学校及び公的施設等とし、できるだけ炊出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- 2 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- 3 避難場所の選定にあたっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、危険箇所等を考慮するものとする。
- 4 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及びテント等を設営する場所を選定しておくものとする。
- 5 市内に適切な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- 6 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地・建物の所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

第3 避難所等の指定

1 広域避難場所の指定

市は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として、公園等のスペースを広域避難場所として指定しておくものとする。

広域避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- (1) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- (2) 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- (3) 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1m²を確保できること。
- (4) 避難場所ごとの地区割計画の作成にあたっては、自治会区域を考慮する。

2 避難所等の指定

避難所等の指定は、「避難場所・避難所の設置基準」に該当する施設の中から、人口、地域バランス、広域避難場所の位置を考慮しながら、指定するものとする。

第4 危険区域における避難立退き先の指定

- 1 洪水、高潮、津波又は地滑り等による危険が予想される区域の指定
- 2 危険の予想される区域について、具体的にそれぞれ避難場所及び避難経路を指定
- 3 火災等の際における住家の密集地域の市民等の避難場所及び避難経路を指定

第16節 交通確保・緊急輸送計画

(実施主体：都市建設部)

第1章 地震・津波災害予防計画に示す地震・津波対策のほか、市は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

第17節 要配慮者安全確保体制整備計画

(実施主体：総務部、企画部、福祉健康部、こども未来部)

第1章 地震・津波災害予防計画に示す対策のほか、市は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第18節 風水害等の防災知識普及計画

(実施主体：総務部、福祉健康部、こども未来部、教育部、指導部、消防本部)

第1章 地震・津波災害予防計画に示す対策のほか、市は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

第1 台風教育

1 講演会

市並びに気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

気象台は、県や市、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

2 防災教育

市は、幼稚園、小・中学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

3 災害教訓の伝承

(1) 台風災害の蓄積と公開

市は、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、市民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

(2) 台風災害の経験・教訓等の伝承

市は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第2 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対し消防学校において行う専門教育及び市において実施する一般教育と施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する防火管理者講習会等とする。

- 1 消防学校における消防教育は、消防職員教育、消防団員教育及びその他の教育とする。
- 2 一般教育は、市消防本部において、消防職員及び消防団員ごとに各所要の教育計画を定めて実施するものとする。

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 講習会等

(1) 防火防災管理者講習

防火防災管理に関する有識者の拡大を図るため法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。実施時期については各種職域の人事異動期の直後を目標にする。また、有資格者に対する上級講習は春・秋に年2回実施し、防火防災管理体制の強化拡充を期するものとする。

(2) 防火防災協議会

火災・災害の発生に備えて、防火防災協議会を開催して防御活動及び予防対策の万全を期するものとする。

第4 市民への防災知識の普及

防災知識の普及は、関係機関において以下の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て、行うものとする。

1 火災予防週間、防災週間等における防災知識の普及

「火災予防週間」、「防災週間」、「防災とボランティアの日」、「文化財防火デー」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

2 広報紙等による普及

3 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

(2) 社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

第19節 防災訓練計画

(実施主体：全部署)

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、市は、防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 訓練実施の種類

1 総合防災訓練

訓練の内容は以下のとおりとし、防災関係者及び地域住民に災害時の心構えと防災活動を認識修得させるとともに、関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

- (1) 様々な地震発生時刻、規模の設定状況下での初動体制確立、通信、連絡、組織関連携、被害現場派遣等のテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 難病者等を念頭に置いた、救出・医療訓練
- (4) 避難所における生活支援訓練、物資集積拠点における配送訓練
- (5) 民間企業・ボランティア等の活用訓練
- (6) その他必要に応じた訓練

2 水防訓練

初動体制の迅速化、河川情報等の収集及び土嚢構築等の応急対策を実施し、地域住民の誘導等を行う。

3 消防訓練

市街地や公共施設、レクリエーション施設、スーパー、商店街等多くの人が集まる場所を対象にして、消防の機材を利用した消火訓練等を行う。

4 避難訓練

学校、病院その他密集地における避難の誘導及び避難経路の確保、救助などの訓練等を行う。

5 通信訓練

情報の収集、応急対策の指示、伝達等災害時の通信設備が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し、実施するものとする。

6 職員参集訓練

初動体制の迅速化、各防災機関、市民との連携を図るため、職員の参集訓練を、交用器具等を制限又は禁止し勤務時間内外の条件を加えて実施する。

第20節 自主防災組織育成計画

(実施主体：総務部)

第1章 地震・津波災害予防計画に示す地震・津波対策のほか、市は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、市内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第21節 災害ボランティア計画

(実施主体：総務部)

第1章 地震・津波災害予防計画に示す地震・津波対策のほか、市は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第22節 道路事故災害予防計画

(実施主体：都市建設部)

第1 道路事故災害予防

1 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第23節 海上災害予防計画

(実施主体：消防本部)

第1 災害応急対策への備え

1 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び市は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

2 消防、救助体制の整備

警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

3 油防除作業体制の整備

県及び市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

4 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、市及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。